

令和 8 年度東京都多重債務問題対策協議会
相談部会
議事録

令和 8 年 7 月 7 日（火）
東京都消費生活総合センター 17 階教室Ⅰ・Ⅱ

午後 1 時 3 0 分開会

○高村相談課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 2 9 回相談部会を開催いたします。

本日は、委員及びオブザーバーの皆様には、大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、東京都消費生活総合センター相談課長の高村でございます。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の相談部会は、1 5 時 3 0 分を終了予定としております。御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本部会の会長でもあります東京都消費生活総合センター所長の田中から御挨拶申し上げます。

○田中部会長 相談部会長の田中でございます。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、日頃より、都の消費生活行政に御理解・御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中相談部会に御出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、東京都消費生活総合センターで受け付けた多重債務相談の件数は、令和 3 年度以降、4 0 0 件台を推移しておるところでございます。傾向を見ますと、2 0 代から 5 0 代の現役世代を中心としまして、特に 2 0 代の割合が比較的高い傾向にある状況でございます。

最近の特徴としては、SNS やスマホ決済といったデジタルサービスの利用を端緒とした相談が見受けられます。例えば SNS をきっかけとしたものとして、投資詐欺、高額な会費を伴う副業や投資セミナー、ロマンス詐欺などのトラブルがございます。中には複数社から借金させるケースもあり、高額な返済に追われるなどの被害が出ております。また、後払い決済と呼ばれる支払い方法も、スマホで簡単に手続きできる手軽さから、支払い能力のない若者や多重債務者の利用が懸念されるところでございます。

多重債務問題は生活困窮や自殺問題などにもつながりますため、法律の専門家、福祉分野、金融分野の連携など、幅広い視野が必要となっております。本日の相談部会では、多重債務問題の最前線で相談を担当する各分野の専門家の皆様と情報を共有しまして、意見を交わしてまいりたいと思っております。

少しでも多重債務に苦しむ人を減らしていけるよう知見を広げていくとともに、さらに緊密な連携を図ることができればうれしく思います。皆様、どうぞ本日はよろしく願いいたします。

○高村相談課長 現在、東京都ではペーパーレスに取り組んでおります。本部会もタブレットに資料を入れておりますので、御協力をお願いいたします。

また、本部会の議事録は、協議会設置要綱第9に基づき、公開となります。発言者の氏名入りで都のホームページに掲載させていただきますので、御了承願います。

まず委員の御紹介ですが、今年度の初回となりますので、委員名簿に沿ってお名前を読み上げます。恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方は簡単な自己紹介をお願いいたします。

東京弁護士会、松原委員でございますが、本日、所用のため御欠席となります。

第一東京弁護士会、田中委員でございます。

○田中委員 第一東京弁護士会の弁護士の田中です。法律相談等に常々関わっております。本日もよろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、第二東京弁護士会、笹森委員でございます。

○笹森委員 第二東京弁護士会の笹森と申します。よろしくお願いいたします。私の事務所では、四谷法律相談センターという第二東京弁護士会が設立している法律相談センターが併設されているものですから、ふだんからクレジット、サラ金関係の御相談とかもお受けしている状況です。よろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

東京司法書士会、安藤委員でございます。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。司法書士も債務整理に取り組んでおりまして、相談センターなどでは債務整理の相談もお受けしているところであります。私の肩書きのところに書いてございます救援法律相談対策委員会と、何じゃこりゃということなのですけれども、これは衣食住が自分の力で実現できない方の更生施設などに出前相談をして相談を受けるという事業をやっております、勢い債務整理の相談を受けることが非常に多いということで、そういう活動もやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

日本司法支援センターの生田委員でございます。

○生田委員 日本司法支援センター東京地方事務所の生田と申します。通称は法テラスというところでございます。法テラスが手がける民事法律扶助は、資力、収入や資産が一定以下の方に対して無料の法律相談をしたり、あるいは弁護士や司法書士を代理人選任するときの費用を立て替えるという制度を行っております。また詳しくは、後ほど御報告させていただきますと思います。よろしくお願いします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の中村委員は、本日、所用により御欠席となります。

続きまして、日本クレジットカウンセリング協会、山内委員でございます。

○山内委員 皆様、こんにちは。公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会の山内と申します。私は、実は先月着任したばかりでございますので、この分野にはまだまだ精通しておりません。ぜひとも皆様からいろいろとお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

足立区、石鍋委員の代理出席といたしまして、足立区消費者センター、神原所長、お願いいたします。

○神原所長 足立区消費者センター所長の神原といいます。足立区のほうについては、令和6年度から7年度にかけて560件ほど増えて、昨年度は6,100件ほどの相談があった中で、今年度もまたちょっと昨年を上回るペースで相談を受けている形になります。また多重債務等、いろいろな御相談でお世話になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

八王子市生活安全消費生活センター所長、村山委員、お願いいたします。

○村山委員 皆さん、こんにちは。私も4月からこちらの職に着任いたしましたので、皆様の御協力を得まして、お勉強させていただければと思っております。八王子市消費生活センターにつきましては、多重債務の相談については、全体からすると件数的には少ないのですけれども、昨年と比べますと、件数自体は減っている状況になっております。ただ、ほかの相談につきましては、なかなか微減ぐらいのところになっております。多様な形の被害が多発しておりますので、皆様の御協力の下、未然に防げるように相談等を頑張っていければと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○高村相談課長　ありがとうございました。

瑞穂町協働推進部産業経済課長の水村委員は、本日、所用により御欠席となっております。

続きまして、オブザーバーを御紹介いたします。

日本貸金業協会、菅原様、よろしくお願いいたします。

○菅原オブザーバー　貸金業協会の菅原と申します。私が担当している相談・紛争解決センターは、貸金業界の指定紛争解決機関として、日々、消費者からの相談や貸金業者に対する苦情を受け付けております。また、苦情だけでは解決に至らない場合には、金融ADRへ移行するための窓口としての役割も担っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村相談課長　ありがとうございました。

続きまして、財務省関東財務局、星野様、よろしくお願いいたします。

○星野オブザーバー　私、東京財務事務所理財第四課の星野と申します。私もこのたび7月に着任したばかりでございます。我々の理財第四課につきましては、多重債務相談窓口を担当しておるところでございます。後ほど資料を用いて説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高村相談課長　ありがとうございました。

続きまして、東京都側の委員を御紹介いたします。

福祉局生活福祉部地域福祉課長、小林委員、よろしくお願いいたします。

○小林委員　皆様、いつも大変お世話になっております。福祉局地域福祉課長の小林でございます。私のところでは、後ほど御説明させていただきます多重債務者生活再生事業のほか、生活困窮者自立支援法等の低所得者施策を所管しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村相談課長　ありがとうございます。

続きまして、産業労働局金融部貸金業対策課長、野呂委員、よろしくお願いいたします。

○野呂委員　産業労働局の野呂と申します。同じ協議会の貸金業部会を所管しております。本日はよろしくお願いいたします。

○高村相談課長　続きまして、生活文化局消費生活部企画調整課長、阿部委員、よろしくお願いいたします。

○阿部委員　阿部と申します。本部会の親会多重債務問題協議会を担当しております。引

き続きよろしくお願いします。

○高村相談課長　続きまして、オブザーバーの皆様を御紹介いたします。

保健医療局保健政策部健康推進事業調整担当、池川委員の代理出席といたしまして、疾病対策課、浜崎課長、お願いします。

○浜崎オブザーバー　東京都の保健政策部の浜崎でございます。保健政策部は、東京都の自殺総合対策を担当してございます。自殺は様々な要因がございしますが、やはり多重債務というのも無視できない大きなファクターであると考えてございます。ぜひ関係機関の皆様と連携しまして、自殺対策を進めていきたいと考えてございます。よろしくお願いします。

○高村相談課長　ありがとうございます。

消費生活総合センター、福岡消費生活専門課長、お願いいたします。

○福岡オブザーバー　消費生活専門課長の福岡です。よろしくお願いいたします。

○高村相談課長　それでは、本日の配付資料につきまして、本日、事務局を務めさせていただきます相談課課長代理の緒方のほうから確認をさせていただきます。

○緒方課長代理　緒方です。よろしくお願いいたします。

皆様のタブレットの中に資料が格納されております。14データ入っておりますが、確認してください。

あと、机上に資料を配付しておりますが、7-2から7-4、財務省様からいただいた資料と、9-2ということで冊子が入っております。こちらも併せて今回の資料として必要になりますので、御確認ください。

タブレットの操作方法で不明な点がございましたら、近くの職員に挙手をしてお尋ねいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高村相談課長　資料の確認は以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

初めに、次第1、報告事項、東京都消費生活総合センターからの報告について、事務局、緒方から説明をいたします。

○緒方課長代理　東京都消費生活総合センターからの報告になります。

資料1を御覧ください。資料1は、東京都消費生活総合センターで受け付けた多重債務に関する相談の状況を示したグラフと表になっております。

先ほど部会長の挨拶にもありましたように、令和3年度以降の相談件数は400件台を

維持している状況です。月別の相談件数では、9月及び3月の件数が多くなっています。これは、特別相談の「多重債務110番」の実施による広報の影響と、相談体制を厚くしていることが影響しているものと見られます。

職業別に見ますと、給与生活者、自営業といった、働いている方々の相談が7割を占めております。

年代別に見ると、20代と50代の相談件数が目立っています。20代では、デジタルサービスやインターネット上の勧誘をきっかけに、投資詐欺、副業詐欺、暗号資産投資、押し活や投げ銭、オンラインギャンブルなどにより多額の借入れを抱える事例が見られました。また、奨学金の返済や非正規雇用、休職による収入減少などにより、収入や生活が安定しにくい若年層ならではの事情も背景として見受けられます。また、クレジットカードの利用や後払い決済の仕組みへの理解不足もうかがわれます。

一方、50代では、長期にわたる生活費の不足、介護離職、収入減少、自営業の不振などを背景とした相談が見られます。また、自身の債務だけではなく、子供のことや配偶者、高齢の親の債務に関する相談が多く、家族全体の問題が相談に現れている点が特徴になっております。このことから、多重債務問題は、年代によって借入れや返済困難に至る事情が異なり、それぞれの年代の実情を含めた対応の重要性が改めてうかがえるという結果になっております。

続きまして、資料2、東京モデルの実施状況についての集計表になります。

東京モデルによる専門機関へのつながりの状況を見ますと、件数は減少傾向にあります。令和7年度の状況を見ますと、給与生活者の割合が7割を超えており、相談時につなぎ先への予約日程を決めづらいということが背景にあるようです。しかし、センターへ相談し、そこで得た情報を基に自身で債務についてどうするのか考え、弁護士へ相談するなど、次の行動をしていく方も多くいます。

近年の多重債務相談では、債務整理をすることだけでは解決することが難しい案件が増えています。センターでは、相談してきた方が多重債務に至った原因を鑑みて、東京都生活再生相談窓口につなぐ事例が多くなっています。

債務整理の報告の中でも、「その他」に分類されるものが多く、中には、家族と話し合いながら債務整理の方向性を決めていくことになったものや、精神保健福祉センターを案内されるような案件も多く見られます。このため、多重債務に関する問題は、弁護士会や司法書士会による債務整理支援に加えて、東京都生活再生相談窓口による家計改善支援や生

活再生支援、東京都で行っている自殺対策も含めて、救済と予防の両輪が必要で、複数機関との連携が求められるものとなっています。

続きまして、資料3、「多重債務110番」の実施結果についてです。

令和8年3月に2日間で実施しました「多重債務110番」では、都内全体で171件の相談が寄せられ、そのうち東京都消費生活総合センターでは47件の相談を受け付けました。相談者の平均年齢は47歳ですが、20代から70代を超えた、幅広い世代が多重債務問題に直面している状況がうかがえます。

借入先は、信販会社や消費者金融が中心ですが、借入先の「その他」には、いわゆる貸金業登録のないヤミ金融もありました。特に借入先が多くなると深刻な状況に陥るケースが多くなります。

借入れ理由としては、「生活苦・低所得」が最も多くなっています。多重債務問題の背景には、収入減少や昨今の物価高による生活困窮が大きく影響していることもうかがえます。

相談事例では、収入が途絶え、住宅ローンを抱えながらの借金返済に関するもの、副業がしたかったにもかかわらず、セミナー等により高額な契約をしてしまうもの、親から見た子供の金銭感覚への不安などがあり、多重債務に関する相談がいろいろな要因によって起きており、家計改善や生活再建支援を含めた総合的な対応が重要になっていることが分かります。

以上、資料1から3の説明を終わりにします。

○高村相談課長　続きまして、報告事項（2）各団体・機関からの御報告に移らせていただきます。

まず、報告事項があると回答いただきました委員から御報告をお願いします。それぞれ5分程度と考えておりますので、御協力をお願いします。

初めに、日本司法支援センター、生田委員、お願いいたします。

○生田委員　法テラス東京の生田です。

それでは、資料4を見てください。これは昨年度の法テラス東京での相談実績等ですが、日本全国では法律相談を30万件ぐらい行っていて、法律相談に関しては5割弱が債務整理で、弁護士や司法書士をつける代理援助ですと、6割超が債務整理ということになっております。法テラス東京、東京ではどうなのかというところですが、令和7年度の数字を見ていただきますと3万5,839件、全国で言うと12%弱という数字で、ここは日本の人口比と大体同じぐらいの相談件数となっています。昨年度と比べると

102%ということで、数値的には増えていますが、全国では30万件台がずっと続いていて、東京でも4万件に満たないぐらいの相談件数がずっとあると。

いつも言うのですが、見ていただきたいのは法律相談援助、10年前は多重債務の占める割合が32%だったのですが、昨年度は47%に増えている。一方、家事も多いのですが、家事は10年前よりも件数は減っているところです。

代理人をつける代理援助は、昨年度は1万4,485件ということで、これは全国の13%ぐらいですので、人口比よりは多いということになっています。

やはり見ていただきたいのは多重債務事件の割合でして、10年前は代理援助も50%ぐらいだったのが、昨年度は64%ぐらいになっているところで、その原因まではきちんと究明し切れていないのですが、コロナ以降、ある程度公的な支援金等で何とかやり繰りしていたのが、いよいよちょっと立ち行かなくなっていて依頼をする、あるいは相談に来る件数が増えているということが言えるのではないかと思います。

いずれにしても、法律相談につながって、最終的には任意整理とか破産という形になることによって、お金を貸す側の立場からもそうですけれども、基本的に法的解決につながることによって、さらにそこから先の、それこそ生計、さらには人生の再生につなげていくという意味では、非常に公的な意味合いのある事業かと思っておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございました。

続きまして、日本クレジットカウンセリング協会、山内委員、お願いいたします。

○山内委員 山内でございます。

まず、資料に入る前に、私ども日本クレジットカウンセリング協会について簡単に御説明させていただきたいと思います。

私どもの協会は、多重債務を負っている方々から電話相談を受けまして、その中でも特に任意の整理、任意整理になじむ御相談について対応させていただいております。債務を自分の力で返そうと努力される方に対しまして、消費生活アドバイザーなどの資格をお持ちの相談員の方と弁護士の方、2人1組で相談者と面談をしていただきまして、債務弁済計画を立てると。それに基づいて、弁護士の方に債権者と折衝していただき、和解契約を結んで返していくといったようなことを行っている団体でございます。

それでは、資料5を御覧いただきますと、まず上の表でございしますが、最初の段階の電

話相談の月別の件数でございます。青く塗っているところが前年同月比で増えているところですよ。ぱっと見てお分かりのとおり、最近ではほぼ青、前年よりもどんどん増えている、毎月400～500件の電話相談があるという状況でございます。

ちなみに、次のページに飛びますと、棒グラフで各年度の電話相談件数を表示しております。2年度から4年度はコロナがありましたけれども、それ以降どんどん伸びておりまして、昨年度はコロナ前の水準を超える5,600件ほどになっているものでございます。

1ページに戻りまして、それに対して下の表は、電話相談を受けた件数のうち、新規にカウンセリングに着手した件数でございます。これは上と下を見比べていただければお分かりのとおり、必ずしも前年同月比で多くなっているわけではございません。

それから、3ページに飛んでいただきますと、上の表がカウンセリングを継続している延べ件数でございます。これにつきましても、最近では必ずしも前年同月比で多いわけではない。最初に申し上げました電話相談の件数は着々と伸びている、これがいいのかどうか分からないですけれども、それに対して、カウンセリングの件数が増えていないのは、残念ながら、私どもの協会の予算上の制約で、カウンセリング枠を増やせないといったことがございまして、多重債務の問題が深刻になっている中で対応し切れていないのは、我々としても非常に苦しいところでございます。

④以下は、裁判所ですとか関係団体の統計も併せて載せております。

私からの説明は以上で終わります。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、オブザーバーの日本貸金業協会、菅原センター長、お願いいたします。

○菅原オブザーバー では、貸金業協会の相談等受付状況と啓発活動について簡単に御報告いたします。

まず資料をめくっていただいて、1ページ目です。貸金業協会への相談は、左の表を見ていただくとお分かりだと思うのですが、前年と比べて件数としては全体的に減っています。昨年度、令和7年度の相談の受付件数は11,354件。これは東京の私どものセンターのほかに全国の支部でも受けており、前年度より1,020件ほど減少しています。

「一般相談」は3,926件で794件の減少。一般相談の内訳としては、「融資関連」が1,425件、「信用情報関連」が287件、「業者等の連絡先」の照会が617件で、これはいずれも前年度から減少です。

それから、多重債務に関連する相談としましては、貸付自粛に関する本人からの相談が

2, 242件、貸付自粛に関する本人以外の家族や関係者からの相談が2, 553件、合計4, 795件で、ここは引き続き高水準です。

「返済困難」に関する御相談は1, 383件で、前年度より若干、49件減少しました。

苦情処理は60件で、これも前年度と比べると微減です。苦情の内容としては、請求や督促時の対応や説明、それから、契約内容や個人情報の取扱いに関するものが多くを占めています。当事者間の認識の相違や説明不足に起因するものが多く、大きな法令等の違反につながるものは、ありませんでした。

それから、紛争解決事案（ADR）については8件で、中身を見ますと、不正利用ですとか詐欺に遭ったという内容が多くを占めており、何とか和解ができないかというような内容が8件です。

相談件数の減少については、現時点で明確な要因を特定するのは難しいのですが、1つの要因としては、当協会が昨年6月に電話の受付体制を見直しまして、電話が入った後に自動音声のガイダンスが流れて、案内、振り分け等を導入しました。これが少なからず影響していることが考えられます。

次に2ページの金融トラブル相談についてです。金融トラブル相談については年々増加傾向にあり、昨年度は680件となっております。主な内容は、副業や投資詐欺に遭って消費者金融等で借入れをさせられてしまったというもの、それから、なりすましの詐欺ですとかそういったものです。特に副業や投資型の詐欺については、増加が顕著になっています。

副業や投資に関する消費者トラブルについては、5月20日に国民生活センターからも注意喚起の文書が公表されましたけれども、これにつきましては、既にこれまでも様々な対策を講じているところではあるのですが、当協会としましては、引き続き、貸金業者に対する注意喚起や詐欺被害の防止策の高度化を促すとともに、関係機関との連携も進めていきたいと考えております。

次のページは貸付自粛制度です。当協会で受け付けている貸付自粛の制度ですが、受理件数は7, 439件となっており、増加傾向が続いています。登録の理由として最も多いのはギャンブルで、全体の4割ぐらいを占めています。

次のページは、生活再建支援カウンセリングです。多重債務に陥った、あるいは返済困難に陥った方が、再びそういったことがないよう、私どもの協会でその原因について深掘りして、一緒になって考えて行こうということでやっているのですが、昨年度の相

談回数は３３０回で、債務に陥った主な原因としては、遊興費や交際費、買物、ギャンブルといったところになっています。

カウンセリングをされる方というのは、行動習慣に起因するケース、問題のあるケースが多いので、その辺りを一緒になって考えていきたいと思いますということでやっている活動です。

次のページ、他機関との連携です。記載の通り他の相談機関や協会との意見交換や出前講座、貸付自粛制度の周知活動を積極的に実施しています。

次の６ページは、当協会で行っています金融経済教育、それから啓発活動についてです。学生やその保護者、高齢者と幅広く、それぞれの特性に応じた内容で実施しており、昨年度は５，０００名を超える方に受講していただいております。

左下にあります啓発冊子の「金融トラブル防止のためのＱ＆Ａ　ＢＯＯＫ」は毎年アップデートしながら発行しているのですけれども、昨年度は２２万部を無償配布しております。御興味のある方は、ここにＱＲコードもつけていますので、ぜひ申し込んでいただければ、無償でお送りいたします。

最後に、７ページは金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況です。金融リテラシー向上コンソーシアムというのは、若年層への金融経済教育や消費者被害の防止といったことを目的に、当協会と大手の貸金業者が当初に協働しまして、２０２３年６月に設立した組織です。受講者数は、このグラフのとおり徐々に増加しておりまして、累計で１万人程度に達しています。また、警察や金融教育機関、行政との連携なども行っており、取組が拡大しています。引き続き、消費者の、特に若年者の金融リテラシー向上のための取組を進めてまいりたいと思っております。

報告は以上です。

○高村相談課長　ありがとうございました。

続きまして、財務省関東財務局、星野課長、お願いいたします。

○星野オブザーバー　それでは、東京財務事務所からは、資料７－１を用いて説明させていただきますと思います。

まず、資料ですと２枚目のスライドでございます。こちらは多重債務相談受付状況（令和７年度）というものになっておりまして、こちらのグラフなのですけれども、最初が一番左側の囲みの棒グラフになります。このグラフを見ていただきますと、令和５年度以降、相談件数は増加傾向にあるということが見てとれるところでございます。

続きまして、真ん中の囲みのグラフになります。こちらは令和7年度の相談件数の状況なのですが、目立った相談内容といたしましては、詐欺を契機とした多重債務の相談が多くなっているところでございます。

その中で、右側の囲みのグラフでお示ししておりますけれども、令和7年度の詐欺を契機とした相談件数、その年代別の内訳を見てみますと、特に多いのが20代、続いて50代からの相談が多くなっております。

続いて、次のページのスライドを御覧ください。ここでは、詐欺を契機とした多重債務の具体的な相談事例を幾つか御紹介させていただきます。

まず初めに、2番目のところなのですが、ロマンス詐欺に起因した事例でございます。こちらはロマンス詐欺により預貯金を失った上、借入金をも送金してしまったもので、被害回復をうたう弁護士に相談したものの、さらに多額の費用を要求されてしまったため、当所に相談に至った事例となっております。

続いて、4番目はSNS投資詐欺に起因した事例でございます。こちらはSNS上の投資広告をきっかけに詐欺に遭い、指定されるまま消費者金融から借入れをしてしまい、相談に至った事例となっております。

その他の事例につきましては、お時間があるときにお目通しいただければ幸いです。

こうした特殊詐欺や投資詐欺の件数、被害額が大きく増加していると報道されている中で、今後ともこのような相談が増えていくものと思われております。私ども東京財務事務所では、引き続き、本日お集まりの皆様方と連携をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今御説明させていただきました多重債務関係の2枚のスライド資料のみ、非公開とさせていただきます。

続きまして、次ページ以降のスライドの説明をさせていただきます。次のページ以降のスライドは、こちらの会合でも何度か御紹介をさせていただいております、東京財務事務所で作成しております家計すごろくの御説明資料となっております。特に5枚目、6枚目のスライドを見ていただきますと、家計すごろくは、若年者向けに家計管理が体験できるツールとして、これまでも福祉施設や放課後施設等で御利用いただいております。また、利用に当たりましては、当所の多重債務相談員を講師として派遣することも可能となっております。また、この家計すごろくの貸出しも行っておりますので、御興味のある方は、

ぜひお声がけをしていただければなと思っております。

スライドの説明は以上となりまして、続いては、今回皆様方のお手元にお渡ししております資料 7-2、3、4 の説明に入らせていただきます。

こちらにつきましては、東京財務事務所の多重債務相談窓口のリーフレット 3 枚セットをお配りしております。1 番目が「財務省関東財務局東京財務事務所多重債務相談窓口のご案内」というもの。2 番目が「関係機関のみなさまへ」ということで、この中には名刺サイズのリーフレットを挟み込ませていただいております。3 番目が「借金で悩んでいますか？」という資料でございます。

まず、1 番目の相談窓口の御説明は、資料に記載されているとおりでございますので、後ほど御覧いただければなと思っております。

続いて、2 番目の資料に、先ほど申し上げました名刺サイズのリーフレットを挟み込ませていただいております。こちらは相談窓口の連絡先が記載されておりますので、ぜひ皆様方には携帯をしていただきまして、相談が必要と思われる方がいらっしゃいましたら、当所の相談窓口を御案内いただければなと思っております。なお、このサイズのリーフレットは 50 枚セットで準備しておるところでございますので、こちらも御要望があれば、お声がけをいただければなと思っております。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、東京都福祉局、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 それでは、資料 8 を御説明させていただきます。

多重債務者生活再生事業の相談と貸付状況についてでございます。まず、多重債務者生活再生事業でございますけれども、私たち東京都と、東京都社会福祉協議会、中央労働金庫、生活サポート基金の 4 者協定に基づいて実施している事業でございます。相談を生活サポート基金が受け付けまして、必要に応じて中央労金が貸付を実施するというスキームになっております。

それでは、資料 1 枚目の上段、来所相談・貸付状況の推移を御覧ください。新規相談件数と記載してありますのは、来所による新規の相談件数でございます。最近 10 年の推移を見ますと、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和 2 年度にコロナ禍の国による低所得者対策を受けて、807 件と大きく減少しております。その後、令和 3 年度以降は上昇

傾向にありまして、令和7年度は、昨年度に引き続きまして、1,200件以上となっております。この背景には、先ほど御説明しました国の低所得者対策が終了したことや、物価高の影響があるものと考えております。

資料下段、月別相談件数でございますけれども、上段に令和7年度、下段に参考として令和6年度の件数を掲載しております。月ごとの相談件数につきましては、御覧のとおりでございますが、年間の相談件数、一番右側を見ていただきますと、先ほどの来所相談に電話やメールの相談を含めると、令和6年度が8,140件、令和7年度が8,675件と、全体としては令和7年度のほうが多くなっております。内訳では、メールの相談件数が多く増加しているところです。

続きまして、2枚目の資料を御覧ください。相談者の属性に関する部分でございます。左上の①相談者の職業につきましては、非正規雇用が減少傾向、正規雇用、年金が増加傾向にございます。②の相談者の年代につきましては、60代以上の高齢者からの相談割合が増加している状況が続いております。③の相談内容につきましては、例年と同じく「生活費の不足」が最も多く、令和7年度は「住居や転居先の確保」が30%と、直近2年で大きく増加をしております。

引き続き、来所相談に加えまして、来所が難しい方については、メールや電話での相談を活用するなど、相談者の状況に合わせた対応に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。どうもありがとうございました。

○高村相談課長　ありがとうございました。

次に、東京都保健医療局、浜崎課長、よろしくお願いいたします。

○浜崎オブザーバー　それでは、資料9と、お手元に配付してございます東京ネットワークの相談窓口一覧というリーフレットを基に御説明させていただきます。

まず資料9で、東京都の自殺者の現状を簡単に御紹介いたします。

上段が東京都の数字で、下段が全国の数字でございます。自殺者は、新型コロナの流行以降増加傾向にございますが、令和6年には減少に転じており、コロナ禍前と同程度になってございます。

次のページを御覧ください。こちらは令和6年の自殺者に係る年齢階級別の自殺の原因・動機の構成比です。上段は男性、下段は女性のもので、自殺の原因・動機別に色分けをしております。黄緑色でお示ししている「経済・生活問題」を背景に自殺されたと見られる方のうち、多重債務やその他の負債があった方について、赤枠で強調してござい

す。多重債務や負債があった方につきましては、上段の男性のほうで構成比が特に大きくなってございます。

自殺される方は、背景に平均4つ程度の問題を抱えているとする調査もございまして、複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺が起きると考えられております。債務の問題もその一つとして、それを解決につなげることで自殺のリスクが大きく減るものと考えてございます。

都民が抱える様々な問題解決の一助とするため、お手元配付の相談窓口一覧のとおり、関係機関では、多重債務、消費生活などを含めた様々な相談窓口を設けてございます。皆様の御相談の中におかれましても、債務以外の悩み事をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひこのリーフレットも御参考にしていただき、相談先があるということを御案内いただけますと、大変ありがたく存じます。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○高村相談課長　ありがとうございました。

ここまでで、事前に資料を頂いた方々からの御報告が終了となります。まだ御発言いただいていない委員の皆様からも、各所属の機関の近況や最近の傾向等、もし御意見がありましたら、御報告をいただければと思っております。

それでは、座席順で指名をさせていただきますので、お願いいたします。

まず、田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員　第一東京弁護士会の弁護士の田中です。

私は弁護士会では法律相談運営委員会の委員として、法律相談の現在の状況とかを定期的に確認しております。東京では弁護士会が3つありまして、3会共通で運営している法律相談センターが2か所あります。そこでは多重債務・クレジット・サラ金相談という枠がありまして、集計しております令和7年度の件数が、令和6年度以前と比べて、2か所のセンターとも大きく増加しておる状況です。コロナ禍があつて法律相談センターの稼働が減っていたということを抜きにしても、クレジット・サラ金相談は、過払い案件が非常に多かった時代と比べまして、コロナの前の時点で件数はかなり落ち着いていたのですが、増加傾向に転じています。それは具体的に言うと、平成26年くらい、12年前くらい、もうその頃には過払い案件も落ち着いていて、相談件数の減少が続いていた時期なのですが、さらにそこからずっと件数が下がってきていたのが、また平成26年くらいの件数に戻ってきている。それが全部、基本的には多重債務の相談ですから、弁護士会としても、

きちんと多重債務の問題には取り組んでいかなければならない状況が続いていると考えています。

また、第一東京弁護士会のほうでは、単独で運営している渋谷法律相談センターがございまして、こちらはクレサラ相談、多重債務相談という枠を分けてありませんので、多重債務相談だけの具体的な件数は分からないのですが、渋谷センターの法律相談の件数が、やはり同じようにここのところ増えてきておりまして、もう相談枠が満杯に近い状態にある状況です。ですから、その中で、先ほどの3会の運営するセンターと同様、多重債務の相談も多いのではないかということが言えると思います。

その内容としては、先ほど来説明いただいているとおり、生活苦というのに加えて、ここ数年、詐欺系のものが非常に増えてきたりだとか、推し活系が増えてきているところですが、破産を申立てなければならぬ場合には、裁判所に説明できるようにきちんと生活の態勢を立て直すということが前提となっておりますので、我々もそこら辺の対応にはなかなか苦慮しているところでございます。

とにかく、件数が非常にまた増えてきている状況ですので、弁護士会においてもきちんと多重債務問題には重点的というか、しっかり関わっていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○高村相談課長　ありがとうございました。

続きまして、笹森委員、いかがでしょうか。

○笹森委員　私が所属している第二東京弁護士会は、四谷三丁目にある四谷法律相談センターを運営しておりまして、ここについては、令和2年か3年頃に法テラスの指定相談場所になったということもあるのですが、相談件数が以前は月100件行くか行かないかだったのが、今は250件から300件近くなって、2倍以上に相談件数が増えていると。その中でも、これも統計が全て取れているわけではないですが、私のほうでは四谷法律相談センターで相談担当を週1回程度しているところがありまして、そういった中では、相談担当を例えば4枠相談があるうち、2枠は債務整理の問題だということも結構頻繁にあるものですから、債務整理の多重債務の問題の相談がかなりの件数を占めている状況かと思えます。

これも全て統計を取っているわけではないのですが、田中先生と同じように、相談の債務整理の内容も、生活苦というよりは、例えばロマンス詐欺に遭ってしまったとか、若い

方があまりよく考えずにクレジットカードを使ってしまったというような問題もかなり多くなっているかなというところですよ。弁護士会としても、多重債務の問題を重点的に扱っているところでもありますし、弁護士会のほうでもきちんと債務整理の問題をみんなに受任していただくようにやっているところですので、これからもまたよろしく願いいたします。

○高村相談課長　ありがとうございました。

次に、安藤委員、いかがでしょうか。

○安藤委員　東京司法書士会の安藤です。

東京司法書士会も相談センターが四谷と立川にございますけれども、債務整理の相談はお受けしております。ただ、統計上有意な、顕著な差が見られるという報告は聞いておりませんで、ちょっと別の側面からお話をさせていただきますけれども、東京司法書士会は、会員が何か仕事をするとか苦情が寄せられることがございます。私はそういう部署にいるわけではないので、はっきりとしたことは知らないのですが、債務整理に関する苦情もそれなりに寄せられているそうです。

そんな中、よく大量広告・大量処理などという言い方をしますけれども、広告の量で必ずしもその事務所が悪いというふうに推測することはできないのですが、ただ、苦情が寄せられた案件について見てみると、どうやら派手な広告をやっているというようなこともあるようでして、東京司法書士会の会員の質を律しないとかぬということで、5月に債務整理に関する規則というものを新たに総会で制定いたしました。それまでも債務整理に関する規則はあったのですが、従前の規則が10条から成っていたところ、新しい規則は24条ということで、条文の数が増えればいいというものではないのですが、多岐にわたる規制を設けたということが、条文の数からもうかがえるのではないかなと思います。新たな規制は9月からスタートしていくわけなのですが、そのような形で自らも律していくというようなことも、取組として行っているところでございます。

今日のところはこんなところで、以上でございます。

○高村相談課長　ありがとうございました。

次に、神原所長、いかがでしょうか。

○神原所長　足立区消費者センターの神原です。

足立区の令和7年度の多重債務の相談件数は152件で、6年度から比べて37件増えています。その中で年代の割合は、50歳代が一番多いのですが、6年度から比

べて割合は下がっています。ただ、20歳代だけが倍近い割合で増えているということがありますので、今後も注意しながら多重債務の相談につなげていければいいなと思っております。

以上になります。

○高村相談課長　ありがとうございました。

次に、村山委員、いかがでしょうか。

○村山委員　八王子市消費生活センターにおきましては、多重債務の件数は、令和6年度については90件、7年度については77件ということで、減少している傾向になっております。ただ、相談者の年代別でいきますと、おっしゃっているとおり、本市につきましては、20歳代から40歳代が増加傾向になっております。その一方で、今言われた50歳代から70歳代のほうが減少傾向といった、ちょっと違ったような傾向も見えてとれます。ただ、20歳代の増加の幅がほかの年代と比べても大きく増えておりますので、やはりSNS等の関係もあるのかと思っております。

依然として家族から借金の御相談といったような理由が多いところで、事由としましては、生活苦だとか、やはり低所得者、無職の方だとか、返済力の不足が要因となっております。こちらの事由につきましては、例年と同様という傾向でございます。

○高村相談課長　ありがとうございました。

続きまして、貸金業のこと等につきまして、野呂委員、何かございましたら、お願いいたします。

○野呂委員　手前ども貸金業対策課では、東京都内にのみ営業所を設けて貸金業を行う業者の登録や立入検査など、指導監督を行っております。あわせて、貸金業に関する苦情相談を受け付けておりますが、その中で一番多いのが、この会社は貸金業の登録がありますか、正規の業者ですかという問合せで約17%となっております。確認をした結果、そのうちの75%が無登録の業者であったというところで、相談いただいたことをきっかけに、無登録の貸金業者からの借入をストップすることができたというふうになっております。いただいた情報は、関係機関とも共有し、対策を引き続き進めていきたいと考えております。

以上です。

○高村相談課長　ありがとうございました。

阿部委員、いかがでしょうか。

○阿部委員 日頃からお世話になっております。

私のほうからは、今年１月に国の多重債務者対策本部が廃止されたことに関して申し上げます。この廃止については閣僚会議の合理化に伴うものだという事で、多重債務対策について何か変えていくものではないという国の考え方が示されていると聞いており、東京都としましては、現在、本日の相談部会もそうですけれども、多重債務問題対策協議会の体制を見直すという考え方は、今のところは持っておりません。

今日報告がありました都内の消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談は、幸いに大きく増大しているところではないのですけれども、多重債務に関する問題は複雑なものもありますし、また、結果が深刻なものも多く、課題は引き続きあると認識しています。

多重債務の解決には、消費生活相談だけではなく、福祉や貸金業対策など様々なアプローチが求められるところですので、本日のような情報共有の場や連携体制を維持していくことは重要だと考えています。引き続き、皆様の御協力をいただきながら、多重債務問題対策を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございました。

皆様からいろいろな御意見、御報告をいただいたところでございます。これまでいただきました各種報告、意見につきまして、御質問もしくは御意見等がございましたら、これから意見交換をさせていただければと思っております。意見のある方は挙手をお願いできればと思います。

福岡さん、お願いします。

○福岡オブザーバー 消費生活専門課長の福岡です。

質問になるのですが、資料８の福祉局様の資料に、生活再生相談窓口の来所相談・貸付状況の推移がございます。私ども消費生活総合センターで御相談を受けた多重債務の方々を御紹介することもよくあるのですけれども、ここにごございます貸付件数を見ますと、例えば昨年度、７年度は１０件で、金額が１，８４０万円です。たしか貸付上限は３００万円ぐらいだと思うのですが、実際に貸付けした金額を返しているのか、その後がちょっと気になったので、御存知であれば、教えていただければと存じます。

○小林委員 御質問ありがとうございます。

具体的な正確な数字が手元になくて、出てこないのですけれども、本貸付は多重債務のご相談があった方を対象にしておりますが、家計相談等を行った上で、本当にこの御融資

が自立の役に立つと判断される場合に御融資させていただく形になっておりますので、割と御返済はいただいているところです。

○福岡オブザーバー ありがとうございます。私どもから御紹介することもあるので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○高村相談課長 そのほか何かございませんでしょうか。

それでは、また最後にこういった御質問の場を設けたいと思っておりますので、次に進めさせていただきます。

次第の２、協議事項でございます。

令和８年度特別相談「多重債務１１０番」の実施につきまして、事務局から説明をいたします。

○緒方課長代理 よろしくお願ひします。

今年度の令和８年度「多重債務１１０番」の実施につきまして、資料１０から１２に記載しております。前半の資料１、２、３で御報告したとおり、多重債務の問題は、年代によっても多様であり、また、多重債務に陥る要因も複雑です。そのため、今年度、令和８年度も東京都、都内区市町村、東京３弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センターと共催で、東京都多重債務問題対策協議会の参加団体の皆様の御協力を得ながら、「多重債務１１０番」を一斉に実施したいと思っております。

特別相談の日程につきましては、資料１０に記載しておりますが、例年と同時期に実施したいと思ひます。なお、９月及び３月は、東京都の自殺対策強化月間に位置づけられております。そのため、「自殺防止！東京キャンペーン」とも連携して行ひます。

第１回目は、令和８年９月７日月曜日と９月８日火曜日の２日間です。第２回目は、令和９年３月１日月曜日と３月２日火曜日の２日間になります。

実施に当たっては、相談を電話や来所で受け付けて、「東京モデル」または地域独自の取組を活用して、専門家につなぐよう連携して行ひます。

資料１１は、体系を図式化したものになります。

特別相談の当日は、弁護士会、司法書士会、法テラス、生活再生相談窓口、カウンセラーなどの専門家の方々に御協力をいただき、当センターで直接相談者が相談できる体制とします。あわせて、区市町村からの派遣依頼についても御協力いただいております。

特別相談「多重債務１１０番」を行うに際しては、多重債務問題は専門家に相談することで解決につながることを広く都民に浸透させることを目的に、「一人で悩まず相談を」と

呼びかけます。

資料１２でお示ししていますが、報道発表、ホームページ掲載、X、F a c e b o o k、L I N EなどのＳＮＳを使った呼びかけ、ポスターやチラシといった紙での広報、動画配信、デジタルサイネージといった多様な手法を用いて行っていきます。

あわせて、都営交通や日本貸金業協会さんなどのホームページでの掲載、競馬・競輪・競艇場などでの電光掲示板での広報など、各団体の皆様にも御協力をいただき、多くの方の目に触れる形で周知をしていきたいと思っています。

今年度も、皆様方と協力・連携して「多重債務１１０番」を実施したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○高村相談課長 説明にありましたとおり、今年度の特別相談は「多重債務１１０番」の実施ということで、日程は第１回目が９月７日・８日の月・火、第２回目を３月１日・２日の月・火といたしまして、実施方法につきましては、資料１０の内容のとおりとさせていただきます。

なお、日程についてですが、「多重債務１１０番」の実施に当たりまして、ポスターの掲示や広報活動、例えば各区市町村の市報、区報などに掲載するというようなこともありまして、十分な周知期間を確保するため、早期に日程を確定することが必要であると考えております。また、いろいろ皆様との協力・連携の体制を、例えば９月の日程までに確定させていただくということもございますので、本日、今提案させていただきました日程で確定させていただきたいと考えておりますが、皆様、御協議いただければと思います。日程につきまして、いかがでしょうか。

特に反対の御意見がなければ、この日程で進めさせていただければと存じます。

ありがとうございます。では、今年度の「多重債務１１０番」につきましては、９月７日・８日の２日間、第２回目を３月１日・２日の２日間の計４日間で実施させていただくことで決定したいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、来年度以降の開催日につきましても、基本、これまでも９月、３月ともに第１週目の月・火の２日間ずつを充てさせていただくという進め方をしているところですが、何か御意見がありましたら、この際ですので、お寄せいただければと思います。いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。もし本日でなくても、例えばこの日程だとちょっと都合が悪いとか、

来年度はこういうことがあってここは難しいとか、何か御意見がございましたら、後日で構いませんので、御連絡いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、次第3のその他になります。

全体を通して、御意見もしくは御質問等ございましたら、お願いいたします。

大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、もしないようでしたら、最後のほうに進めさせていただきます。

次回、第2回の相談部会の日程についてでございます。例年1月に実施しておりますが、今年度も例年どおり、貸金業部会との合同部会という形で、1月から2月の頭ぐらいの日程を目安に実施させていただければと考えております。日程につきましては、後日、改めて委員の皆様と調整をさせていただきまして、決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の相談部会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時42分閉会